

## 「社外取締役の独立性に関する判断基準」

株式会社資生堂(以下、「当社」という)は、当社の社外取締役または社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、適用のある法令に定める社外性の要件および東京証券取引所の定める独立性基準とともに、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当社は当該社外取締役または当該社外取締役候補者が当社に対する十分な独立性を有しているものと判断します。

1. 就任の前 10 年内および就任以降において、一度でも当社および当社の関係会社(注 1) (以下、併せて「当社グループ」という)の業務執行者(注 2)であったことがないこと。
2. 現事業年度および過去 2 事業年度(以下、これらの事業年度を「対象事業年度」という)において、一度でも以下の各号のいずれにも該当したことがないこと。
  - ① 当社グループを主要な取引先としている者(注 3)、またはその業務執行者(注 2)。
  - ② 当社グループの主要な取引先(注 4)、またはその業務執行者(注 2)。
  - ③ 当社の議決権の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者(注 2)。
  - ④ 当社グループが総議決権の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者の業務執行者(注 2)。
  - ⑤ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注 5)を得ているコンサルタント、会計専門家および法律専門家。なお、これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。
  - ⑥ 当社グループから多額の金銭その他の財産(注 6)による寄付を受けている者、または、その業務執行者(注 2)。
  - ⑦ 当社の会計監査人。なお、会計監査人が法人である場合には、当該監査法人の社員、公認会計士、公認会計士以外の使用人(従業員等)を含む。
3. 以下の各号に掲げる者の配偶者、2 親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者ではないこと。
  - ① 当社グループの業務執行者(注 2)(独立性判断の対象となる社外取締役の就任の前 10 年内および就任以降にこれに該当していたものを含む)のうちの重要な者(注 7)。
  - ② 第 2 項第①号ないし第④号および第⑥号に掲げる者(対象事業年度において一度でもこれらのいずれかに該当していたものを含む)。ただし、これらの業務執行者(注 2)については、そのうちの重要な者(注 7)に限る。
  - ③ 第 2 項第⑤号に掲げる者(対象事業年度において一度でもこれらのいずれかに該当していたものを含む)。ただし、これらに所属する者については、そのうちの重要な者(注 8)に限る。
  - ④ 第 2 項第⑦号に掲げる者(対象事業年度において一度でもこれらのいずれかに該当していたものを含む)。ただし、会計監査人が法人である場合については、第 2 項第⑦号尚書に掲げる自然人のうちの重要な者(注 8)に限る。
4. 「社外役員の相互就任関係」(注 9)に該当しないこと。
5. 前各項の他、独立した社外取締役としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。
6. 現在において、今後前各項の定めに該当する予定がないこと。

(注釈)

注 1:「関係会社」とは、会社計算規則(第 2 条第 3 項第 25 号)に定める関係会社をいう。

注 2:「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、エグゼクティブオフィサーおよびこれらに類する者、持分会社の業務を執行する社員(当該社員が法人である場合は、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに相当する者)、会社以外の法人・団体の業務を執行する者ならびに会社を含む法人・団体の使用人(従業員等)をいう。

注 3:「当社グループを主要な取引先としている者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 当社グループに対して製品もしくはサービスを提供している(または提供していた)取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する会社)であって、当社の各対象事業年度における当社グループと当該取引先グループの間の当該取引に係る総取引額が1事業年度につき 1,000 万円を超えかつ当該事業年度内に終了する当該取引先グループの連結会計年度における連結売上高(当該取引先グループが連結決算を実施していない場合にあつては、当該取引先単体の売上高)の 2%を超える者。
- ② 当社グループが負債を負っている(または負っていた)取引先グループであつて、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該取引先グループに対する負債の総額が 1,000 万円を超えかつ当該事業年度内に終了する当該取引先グループの連結会計年度における連結総資産(当該取引先グループが連結決算を実施していない場合にあつては、当該取引先単体の総資産)の 2%を超える者。

注 4:「当社グループの主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 当社グループが製品もしくはサービスを提供している(または提供していた)取引先グループであつて、当社の各対象事業年度における当社グループの当該取引先グループに対する当該取引に係る総取引額が1事業年度につき 1,000 万円を超えかつ当社グループの当該事業年度における連結売上高の 2%を超える者。
- ② 当社グループが売掛金、貸付金、その他の未収金(以下、「売掛金等」という)を有している(または有していた)取引先グループであつて、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該取引先グループに対する売掛金等の総額が 1,000 万円を超えかつ当社グループの当該事業年度末における連結総資産の 2%を超える者。
- ③ 当社グループが借入れをしている(またはしていた)金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属する会社)であつて、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの借入金の総額が当社グループの当該事業年度末における連結総資産の 2%を超える者。

注 5: 第 2 項第⑤号における「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が1事業年度につき、個人の場合は 1,000 万円を超えるものをいい、法人その他の団体の場合は 1,000 万円を超えかつその団体の連結売上高または総収入の 2%を超えるものをいう。

注 6: 第 2 項第⑥号における「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が1事業年度につき 1,000 万円を超えるものをいう。

注 7:業務執行者のうちの「重要な者」とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員、エグゼクティブオフィサーおよびこれらに類する者および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

注 8: 第 2 項第⑤号および第⑦号に掲げる者のうち「重要な者」とは、監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士(いわゆるアソシエイトを含む)、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人(以下、「各種法人」という)に所属する者のうち理事および監事等の役員をいう。所属先が監査法人、会計事務所、法律事務所および各種法人のいずれにも該当しない場合には、当該所属先において本注釈前記に定める者と同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

注 9: 「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの業務執行者(注 2)が、他の会社の社外取締役または社外監査役に就いている場合において、当該他の会社の業務執行者(注 2)が当社の社外取締役本人または当社の社外取締役候補者本人である場合をいう。

2024 年 3 月 26 日改定